

徳島市「ラーケーション」実施要項

1 ラーケーションとは

児童生徒が保護者等とともに、平日に校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を自ら企画し実行することができる機会を確保する制度である。

2 目的

子どもたちが保護者等と一緒に校外での体験や探究活動を主体的に実践することを通して、これからの時代に求められる「自ら考え、自ら行動できる力」を育むことに加え、各家庭の状況に応じて、保護者等の休みにあわせた家族との時間を確保することにより、子どものいまの生活を振り返り、今後についてゆっくりと話し合う機会とすること等を目的とする。

3 内容

児童生徒が校外（家庭や地域）で体験的な活動や探究的な活動を自ら企画し実行するために、保護者の申請によって、登校しなくても欠席としない日を設定する。

4 取得可能な日および日数等

- (1) 年度内（毎年4月1日から翌年3月31日までの間）に最大3日まで取得することができる。ただし、次項に定める「取得できない日」は除く。
- (2) 取得は1日単位とし、連続して取得することができる。ただし、残日数を次年度に繰り越すことはできない。

5 取得できない日

- (1) 次の日（期間）は、ラーケーションを取得することができないものとする。

① 各学校共通

- ア 学校式典行事の日（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式）
- イ 学力診断のためのテスト実施日
- ウ 授業参観日、公開授業日
- エ 遠足・校外学習・宿泊学習・修学旅行の実施日
- オ 検診・検査実施日
- カ その他、各学校が指定する日

② 小学校

- ア 全国学力・学習状況調査、県ステップアップテスト実施日
- イ 運動会、各種大会実施日

③ 中学校

- ア 中間・期末テスト実施日
- イ 全国学力・学習状況調査、県ステップアップテスト実施日
- ウ 高等学校入学学力検査日
- エ 体育祭、文化祭、各種大会実施日

④ 高等学校

- ア 定期考査（中間・期末）、校内実力テスト
- イ 学校祭、体育祭、文化祭、各種大会実施日

ウ 入試関連日

- (2) 各学校は、ラーケーションを取得できない日について、ホームページ等を活用し、あらかじめ児童生徒および保護者への周知に努めるものとする。

6 対象者

徳島市立小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒とする。

7 実施時期

令和8年4月から実施する。

8 申請方法

- (1) 児童生徒は、保護者とともにラーケーションで行う体験や探究の活動について企画し、登校しない日の1週間前までに、保護者から学校へラーケーション取得届出書(様式第1号)に必要な事項を記入し提出するものとする。

なお、企画の際は、活動の予定日が学校や本要項が示す「取得できない日」に該当しないか、あらかじめ確認しておくものとする。

- (2) ラーケーション取得届出書は徳島市ホームページからダウンロードまたは事前に担任に申し出て配付を受けるものとする。
- (3) 届出書の提出を受けた学校は、児童生徒の安全管理のため必要があるときは保護者へ電話等にて届出内容を確認または資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) ラーケーションで行う活動の引率は原則保護者とする。ただし、各家庭において特別な事情が認められる場合は、「保護者が同意した大人(祖父母・成人した兄弟等)」に限り、保護者以外の者が引率することができるものとする。
- (5) 学校は、届出内容がラーケーションの趣旨に該当すると判断した場合は、届出書下部の受理欄に必要な事項を記載した上で届出書から切り離し、保護者へ送付するものとする。
- (6) 学校は、届出内容がラーケーションの趣旨に該当しないと判断した場合、ラーケーションの適用を認めないことができる。

また、不適用とする場合は学校から保護者にその旨を速やかに伝えるものとする。

9 振り返り

ラーケーションによる活動後、児童生徒は保護者とともに活動の振り返りを行うものとする。ただし、在籍する学校への報告書等の提出は不要とする。

10 その他

- (1) ラーケーションを取得する際の出席簿・指導要録上の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成31年3月29日文部科学省)が示す「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として取扱うものとする。
- (2) ラーケーションを取得したことで受けられない授業の内容は、家庭での自習により対応することとする。
- (3) 過去の活動へのラーケーションの遡及適用は認めないこととする。